

◆笠間市民憲章及び花・木・鳥の制定(案)について—公開資料①

《市民憲章制定の意義・趣旨》

現在、全国の自治体(市)の9割近くが「市民憲章」を制定しています。

市民憲章は、市民の心構え、自主的行動の規範として、郷土愛・市民道徳・生活規範についての市民の心のよりどころに位置づけて制定しており、また、併せてその市のシンボルとしての市の花・市の木・市の鳥を制定している自治体が多くあります。

各自治体で市民憲章が制定される目的は、ほとんどの場合、「まちの理想像を掲げて達成目標を示す」とことと「市民の生活を快いものにするための社会生活的な努力目標を示す」ことにあります。

市民憲章で、「明るい」・「美しい」・「豊かな」などという表現で生活の規範や報告が述べられ、「思いやり」・「決まりを守る」などという表現で生活の規範や方向が述べられています。

このような目的を具体的に達成するために、多くの自治体では、市民憲章を市の基本構想や総合計画などの理念的前提とするばかりでなく、市民活動などを通じた恒常的な普及活動・啓発活動・学習活動等のよりどころにしており、市民憲章が将来の地域社会を考える上で大きな意味をもつものとなっています。

このようなことから、笠間市・友部町・岩間町が合併し誕生した新市「笠間市」においても、新市の目標や理念的前提として「わたしたち笠間市民のねがい 笠間市民憲章」を制定するものです。